慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	地方銀行の不動産貸付業務
Sub Title	
Author	気賀, 勘重
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1918
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.12, No.5 (1918. 5) ,p.598(60)- 620(82)
JaLC DOI	10.14991/001.19180500-0060
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19180500-0060

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

地方銀行の不動産貸付業務

氣賀勘重

一

第四十議會々期の終に當り「地方金融改善に關する建議」として衆議院を通過したる一建議案あり。當時恰も議案輻湊し、衆議院議員選擧法改正案其他重要なる政治上の法案の衆目を惹けるものありし上に、會期亦甚だ切迫せる際なりしかば、一見單純なる經濟政策上の此建議案の如き特に世人の注意を促すに至らずして終れるの觀あり。軍國多事の際蓋し自然の勢なる可しと雖も、退いて該建議案の含蓄せる眞義を考へ、更に該建議の趣旨が一朝我が立法機關の容るゝ所と爲りて法律と爲るの場合に於ける其影響如何を顧れば、吾人は其意義の頗る重且つ大なるものあるを覺えざるを得ず。蓋し該案たるや一面より觀れば我現行の銀行制度に對する地方民衆一般の不滿を表明するものにして、若し一朝其趣旨を徹底的に實行するとせば恰も現行の銀行制度に對する根本的の改革と爲る可ければなり。

今衆議院を通過せる此建議案の案文を觀るに

地方金融改善ニ關スル建議、

政府ハ地方金融改善ノ目的ヲ以テ特殊銀行ノ機能ヲ發揮スルニ務メ且ツ産業組合ヲ督勵シテ低利資金ノ普及ヲ計ルト同時ニ不動産金融ニ對シテ勸業銀行及農工銀行ト普通銀行及貯蓄銀行トノ聯絡ヲ計ル爲メ適當ノ施設ヲ講ズ可シ

右建議ス

とあり。僅々數行の案文中包含する所頗る多岐に亘れるが如しと雖も、此建議事項中特殊銀行の機能發揮に務むることゝ、産業組合を督勵して低利資金の普及を謀ることゝは共に歴代の政府當局者の何れも苦心盡力せる所たること何人も知了せる所にして從つて特に議院の建議を必要とするものあるに非ず。若し建議の必要ありといふ者ありとせば是れ正に當局者の盡力の結果の今尚ほ充分に實

現せざるを唱つの聲と見る可く、決して當局者の注意此處に及ばざるを責むるの叫と認む可らざるなり。果して然りとせば此建議案の眼目は其案文の後半部即ち、不動産金融に關して勸業農工兩銀行と普通銀行及び貯蓄銀行との間に聯絡を計る爲に適當の施設を講ず可しと云ふ一點に存するを見る可く、而して前半に掲げたる二事項は一面本建議案の本來の目的を明にすると共に又一面に於て此等兩事項に對する施設のみの到底充分に地方金融の要求を滿足せしむるに足らざる次第を明にして、其最後の第三事項に關する施設の必要を表明する爲に附加せられたるものと觀るを得可し。

二

本建議案の精神の此に存する次第は、案文其物の解釋よりして容易に判斷し得らるゝのみならず、該案成立の由來並に衆議院に於ける特別委員會の經過を觀れば更に明なるものあり。即ち此案の初め衆議院に現はるゝに當つては一は堀川氏外六名より「普通銀行の金融に關する建議案」として普通銀行及び貯蓄銀行の不動産擔保債權に對し勸業農工兩行より資金融通の途を開く可き法律改正を要求するの趣旨を以て提案せられ、更に一方に於ては小山氏外三名より「不動産金融改善に關する建議案」として同一趣旨を以て提案せられたるものなり。而して其根本の理由とする所は何れも地方に於ける普通銀行及び貯蓄銀行の不動産金融に對し勸業農工の兩特種銀行より資金融通の途を開き、以て地方殊に農村の金融を改善せんとするにありしなり。然れば議院は兩案を一括して之を同一の特別委員會に付托し、而して委員會は兩案を一括修正して上記の一建議案を作成報告したるなり。

然り而して特別委員會が兩案を一括審議するに當り固と同趣旨なる兩原案の何れをも採用せずして之に修正を加へ、特に其意義を廣めて建議案の名稱を改め且つ其前半の文句を追加したる所以のものは畢竟其審議の進行に伴ひ提案の眞意明確にせらるゝと同時に、其目的が單に地方普通銀行の不動産金融に便せんとするに非ずして寧ろ地方農村一般の金融狀態を改善せんとするに存し、從つて普通銀行の不動産金融改善は單に此目的を達する一手段に過ぎざるの事實自ら明瞭と爲りたればなり。即ち建議原案の眞意を充分明確にせんが爲に修正したる

ものに過ぎざるなり。蓋し現行の勸業銀行法及び農工銀行法に改正を加へ普通銀行及び貯蓄銀行の不動產擔保債權に對して兩特種銀行より金融を爲すの途を開く可しといふ原案の文面より觀れば、或は不動產貸付に資金を固定して窮境に陷れる普通銀行を救濟せんとする一種の所謂る不良銀行救濟案とも認められざるに非ず、將た或は從來の政府當局が極力奬勵し來れる產業組合の地方信用業務を奪ひて之を地方の小銀行に移さんとする一案とも見受けられざるに非ず。從つて斯案に對しては世上幾多の有力者の反對せる者あると同時に、衆議院特別委員會に於ても審議の當初疑義輩出し質疑討論數日に亘りしが、結局如上の眞意明瞭と爲ると共に、此眞意を明にす可き修正案作成せらるゝに及んでは異論全く消滅し滿場一致之を可決するに至り、本會議亦此意を諒して一人の意義なく之を通過するに至れり。

要するに本建議案の趣旨は敢て現時行はれつゝある地方金融政策を全然否認せんとするものに非ず。唯、地方殊に農村に於ける金融の實狀に鑑み、單に產業組合及び勸農兩特種銀行の直接融通のみを以て其效果尙ほ不充分なりと認め、兩特種銀行の資金蒐集事業を一層督勵すると同時に、其資金融通の途を更に一層擴張して地方所在の普通銀行及び貯蓄銀行をも其融通の機關に利用し、依つて以て地方農村の金融を充實し且つ圓滑ならしめんとするものなり。換言すれば勸業農工兩銀行の地方農村に對する資金融通の門戶を更に一層擴張して其融通を一層普及的ならしめんとするものに外ならざるなり。

三

併し我が當局歷代の銀行制度に對する政策を觀れば、何れも銀行分業論を以て其根本精神とせるものゝ如く、各種の銀行の爲にそれ〴〵一定範圍の營業を限定し各銀行をしてそれ〴〵其專門の業務にのみ從事せしめんとするの方針を採れるの觀あり。即ち短期信用媒介の機關としては兌換券發行銀行たる日本銀行を中心として一般の普通銀行を其任に當らしめ長期の固定資金殊に不動產據保の資金融通に對しては日本勸業銀行を中心として農工銀行其下に立ち更に產業組合と聯携して其信用業務に當らしめ、更に對外貿易の爲替機關としては正金銀行有價證券信用の機關としては興業銀行を設け各其特殊の任務に任せしめて其間

可成相侵すことなからしめ、依つて以て各種金融全般の圓滿なる發達を致さしめんとするものゝ如し。蓋し銀行業たると商業其他何れの産業たるとを問はず分業的に其營業を專門化し專心一意之に從事するは分業に伴ふ各種の利益を擧ぐる所以にして、實行し得らるゝ限り之を行ふの有利なるや論を待たず。殊に銀行業の如く社會の信用を營業の基礎とせる商業に在りては正確なる其業務の限定に依り營業の安全を確保して信用の基礎を鞏固ならしむるの必要あること復た論を要せざる所、果して然りとせば只管銀行の安全を顧念して其發達助成に苦心せる政府當局が銀行分業の制度を固執して各種銀行の營業範圍を限定するに苦心せるも亦宜なりといふ可し。

理想論として分業の有利なること敢て論なしと雖も、併し分業の實施には一定の條件を必要とするものあり。其條件の未だ具備せざるに先づ强ひて分業を實行せんとすれば分業は利益を齎さずして却つて損失を來たすを免れず。專門的に一業務を經營して分業の利益を擧ぐるには其業務に對する社會の需要の先づ充分に存在して、當該業務より生ずる利益を以て充分に一營業を支ふるに足るの場合ならざる可らず。是れ大都市に於て各種の商店の益、專門化しつゝあるに拘らず地方小都會並に農村等に於ける店舗の容易に專門的と爲らざる所以にして、又交易發達せる社會に於ける各種産業の益々專門的と爲れるに拘らず、交通交易の幼稚なる社會に容易に分業の行はれざる所以なり。銀行の營業亦其範に漏れず。我が大都市の普通銀行が純乎たる商業銀行として短期信用の媒介に專心從事しつゝある其一方に於て、地方小都市並に農村の小普通銀行が或は一部若しくは大部分の資金を不動産殊に農耕用地の擔保貸付に流用しつゝあるは畢竟之が爲なり。銀行行政の當局者が普通銀行の不動産貸付を戒飾し、不動産貸付の業務は可及的之を農工銀行に委せしめんとしつゝあるに拘らず、地方銀行の不動産貸付が今尙ほ減せずして却つて年々增加しつゝあるの狀勢に在るは、一は農工銀行及び其手足たる可き産業組合の活動不充分なるの致す所なりとは云へ、又一は地方銀行が其營業の必要上所謂る正當の銀行業務以外の此の業務に放資するが故なり。換言すれば我が地方金融の狀態は未だ銀行の專門的分業を容るゝ程に發達し居らざるなり。斯る實社會に對し徒に理想論を提げて强ひて分業の實施を

試みんとするが如きは經濟社會の進歩を促す所以に非ずして却つて金融を沮却し其發達を妨害するものたらざるを得ず。我が行政當局が根本に於て分業論の精神を持するに拘らず、然かも地方銀行の此業務兼營を實際止むを得ざるの處置として看過しつゝあるは惟ふに此事實を認識したるが故なる可し。

さはれ我が現行銀行制度の根本原則は今尙ほ依然として分業主義なり。從つて此制度の下に於て普通銀行が不動產擔保貸付の業務を營むは確に反則的の行動なり。然るに此反則的行動を止むを得ずとして認容しつゝあるは畢竟實社會の實際の必要に促されたるものにして、一面より觀れば我が銀行制度の根本精神が實社會の要求と矛盾せるものあるの一證左といはざる可らず。然れど此矛盾をば制度政策の方針の誤れるより來れるものに非ずして實社會の要求の誤れるより生せるものなりとする理想主義者より觀れば、此矛盾は實社會の狀態に變化を與へ實社會の要求を變更せしめて現制度の根本精神に合するが如きものとならしめざる可らず。換言すれば普通銀行に對して不動產金融を要求するは本來誤れる要求なるが、故に斯る要求は可及的之を制限するに務め、結局普通銀行をして純然たる正則的銀行業務に專心從事するの銀行たらしめ、不動產金融の業務は悉く之を農工銀行其他それ〴〵の專門金融機關に求むるに至らしめざる可らずと爲すなり。斯る社會的改造の能否難易は兎に角、斯る理想主義者より觀れば上述の建議案の如きは到底之を是認するを得ざる可し。蓋し此る見地よりすれば普通銀行貯蓄銀行等の不動產信用業務は縱令ひ今日止むを得ず之を認容しつゝあるも固と是れ臨時の一時的方便に過ぎず、機會だにあらば之を制限し之を禁止するこそ其の最も望む所なる可きに、然るに今此建議案を觀れば全然其素望に反し、普通銀行貯蓄銀行の不動產信用業務を是認し之に對して當該信用業務を本業とせる特種銀行より後援を與へしめんとす。其實施は分業政策の進歩に非ずして却つて其逆轉たるの觀あり。如何ぞ之を認容するを得ん。理想を以て銀行行政の局に當りつゝありと揚言せる銀行行政當局の此建議に對して反對の口吻を漏せる亦當然のことゝ云ふ可きなり。

四

熟ら〳〵特別委員會に於ける此建議案の審議に際して質問應答の間に現はれ

たる贊否兩樣の議論を觀るに、贊成者は現社會の實際の要求に立脚して地方に於ける普通銀行並に貯蓄銀行の本來の銀行業務以外に其傍に於て適宜此の不動産信用業務に盡すの必要且つ正當なるを認め、此等の銀行をして勸業農工兩銀行と聯携して不動産信用機關の系統に屬する一職分を果たさしめんことを主張し、一部論者の理想とする嚴然たる銀行分業の制度の如きは經濟社會の發達に伴ふて發生し來る可きものにして決して人爲的に造出す可きものに非ざるを唱ふる、其一方に於て之に反對の意見を有する者は前述の分業論に立脚し、銀行政策は一定の理想に基づきて銀行業務の改革を謀り、各種の銀行をしてそれ〴〵其本分たる業務に專心從事するに至らしむるに在りと唱ふるの風あり。即ち分業の理想的なるは等しく之を認むるも、一は斯る理想的狀態は社會發達の結果に待つ可きものなりとするに反し、一は人爲的に之を創設す可きものなりと爲すに在り。現大藏當局の如き正に後者の見解を持せるものにして、森銀行局長が委員會の席上に於て各銀行にはそれ〴〵其本分あり、各主として其本分を守らしむるは當局の期待する所なりと言明して暗に本建議に反對の意を表せるが如き正に其意を親ふに足る可し。

即ち現銀行行政の當局を初め斯案反對の意見を有せるの士は之を公言せると否とに論なく其根本に於て銀行系統論に立脚し、政府は各銀行を監督して各其本分を守るに專ならしめ、若し副業的に他の業務に從事する者あらば之を制限し戒飾して其本に歸らしむる必要ありと爲すものゝ如し。其狀恰も子孫の爲に謀りて忠なる老父が其幾多の子弟に各一定の職業を授けて之を經營せしめ、各自をして其本業を守らしむるを期待しつゝ、然かも其子弟の營利能力に不安を抱きて傍より之を監督制肘し、若し其一人の本業以外に營利の途を求むる者ある時は實際上其營利事業の有利なると否とに論なく又其當人の本業以外に手出しするの餘力あると否とを詳にせず、一に之を危險とし不安として制肘せんとするに似たり。略言すれば政府の銀行業者に對するや恰も後見人の被後見人に對するが如く、詳細に其行動範圍を指定し且つ一々其行動を監督するに非ざれば以て不安と爲すの觀あり。銀行業者の安全の爲に謀る眞に到れりと云ふ可し。

銀行經營の當局者にして營利能力の幼稚なること何れも思慮未熟なる未成年

者又は低能者の類ならしめば斯る政府の後見的政策も或は其必要ある可く、營業の範圍及び方法を劃然一定して規則的に之る遵守せしむるは其營業の安全を保證するの上に於て最良の策なる可しと雖も、斯くて果して活社會の要求に應ずる活動を銀行業者に期待し得可きやは頗る疑問たらざるを得ず。相當の知識經驗を有する思慮ある銀行經營の當局者が斯くて果して充分に其能力を發揮し、能く經濟社會に於ける銀行業の機能を全ふするを得可きや甚だ疑なきを得ず。惟ふに斯る後見的政策は或は銀行其物の安全には資する所ある可きも、銀行の活動其物に對しては之を沮害するの結果なきを得ざる可し。銀行の當局者にして普通商人の營利能力を有する限り、斯る後見的干渉は之を無用の妨害物視す可く、又斯る干渉なくとも其營業の安全は保持さる可きなり。

歐洲の經濟學者の説に據れば銀行業經營の本則は其消極業務（資金蒐集の業務）の性質に準じて其積極業務（資金貸付業務）の種類を選擇するに在り。此本則の堅く遵守さるゝ限り其營業は安全確實なるを得可しといふ。斯説にして果して眞なりとせば銀行の分業乃至系統の確立は絶對的の必要事項に非ず。普通の預金銀行にして不動産信用の業務を兼營するも苟も經營當局者に於て常に其資金の源泉に注意し、短期資金を以て長期貸付に利用するが如き危險を冒すことなき限り、其營業の安全に於て缺くる所あるなきなり。唯、斯る兼營は動ゝもすれば不注意なる經營者をして不知不識の間如上の危險を冒すに至らしむることあるが故に、世人往々之を危險視することあれども、凡ての銀行經營業者を目して斯る不注意者のみと爲し絶對に斯る兼營を禁止せんとするが如きは所謂る角を矯めんとして牛を殺すの迂策たるを免れざる可し。

然れば現銀行行政當局の如きも地方普通銀行の不動産貸付業務を絶對に不當視せず、特別委員の追窮に對して當局は必ずしも銀行系統論の主義を固執せずと言明したるは稍々解くる所ありたるの觀なきに非ずと雖も、併し上述建議案に對する其意見を求めらるゝや、銀行系統論を固執せずとの舌根未だ乾かざるに更に言を弄して各銀行にはそれ〴〵其特有の本質あり、其本質に合せざる業務は可及的之を制限し沮止するの必要こそあれ、之を助成するの意思なしと斷言せるが如き、蓋し明に前述の分業主義系統論を固執して政府の力に依り銀行業務の耕地整

理を强行せんとするの見なるを見る可し。信用業務の增加と銀行業者の自覺的活動とに基づく自然の發達を待たずして活社會の要求に反抗し多數の營業當局者の意志に反抗して人爲的に斯る分業主義を實現せんとすることの果して可能なるや否やは暫く之を別問題とするも、吾人は斯る政策の果して經濟社會の進運に合致するものなるや否やに對して頗る疑なきを得ず。吾人の聞く所に據れば經濟政策上の施設は既存の社會的條件を基礎とし、當時の社會現在の原動力を利用誘導して初て十全の效果を擧げ得可く、社會的條件を無視し一般民衆の希望を無視せる施設は遂に徒勞に歸するを免れざる可しといふ。此點より觀れば泰西學者の理想に立脚して只管理想の實現を企圖する現銀行行政當局の意見に對しては此建議案に反對せる一部有識者の議論と共に其論據に於て大に疑ふなきを得ざるなり。

五

今假りに一步を讓り銀行分業主義者の言の如く制度の上に於て普通銀行及び貯蓄銀行の不動產擔保貸付を公認するは此等の銀行をして從來に於てすら兎角陷り易かりし此變則の銀行業務に深入するの風を盛ならしめ、而して此風潮は銀行營業の安全を危ふすること甚だ憂ふ可きものなりとするも、吾人は尙ほ單に此理由のみよりして普通銀行の此營業を甚だしく制限するの果して當を得たるものなりや否や大に疑なきを得ざるものあり。其理由他なし、所謂る銀行なるものゝ經濟社會に存在する其理由如何の問題即ち是なり。

銀行は固と是れ一種の商業的營業なり。從つて營業當局者の利益よりして之を觀れば其營業の安全にして收益の可及的多大なるは唯一主要の事項たらざるを得ず。政府の政策の主眼が一に銀行業者の利益保護に在りて復た他に顧るの利益なしとせば、政府當局が地方銀行業者の經營的才能を顧念し所謂る安全第一の主義を强制して多少危險の懸念ある一切の業務を制限若しくは禁止するも或は至當の處置なる可しと雖も、社會全般の利益を代表して其策を立つ可き職責ある政府の當局は其經濟政策上の施設を畫策するに當りても決して一局部一營業のみの利益を眼中に置く可きに非ず、須らく各方面の利益を顧慮斟酌して施設する所なかる可らず。從つて銀行に對する政策を定むるに際しても單に銀行其物

の利益のみを顧念すべきに非ず、廣く國民經濟場裡に於ける利害を考察し、國民經濟の利益の爲に經濟社會に於ける銀行の職分を全ふせしむるに勉めざる可らず。此場合に於て若し銀行其物の安全又は利益に就て之を顧念するの必要ありとせば、其の之を顧念するは銀行業者其人の爲に非ずして廣く國民經濟全般の利益の爲に之を顧念するものなるを忘る可らざるなり。

此見地よりして之を觀れば銀行の經濟社會に於ける地位は資金の需要者と供給者の間に立ちて其間を媒介する一種の仲介者に外ならず。社會幾多の資金死藏者の爲には其資金の適當なる使途を求め、各種產業に從事せる資金需要者の爲には適當なる資金供給者を求むるを職とする產業界の一種の媒介者たるなり。之を一家庭の各員に譬ふれば恰も家族各員の間に立ちて其間に使丁の用務を辨ずる婢僕の如く、各方面各員間の用務を媒介すること愈〻多く、愈〻完全にして其職責は全きを得るものなり。即ち銀行の經濟社會に存在するは銀行業其他の爲に存在するに非ずして他の各種產業の便益の爲に存在するなり。故に銀行の營業如何に安全にして鞏固なりとするも其安全鞏固の爲に經濟社會の便益を沮害するに於ては其安全鞏固は社會の爲に何等の利益なく、從つて國民經濟上其必要を認むる能はざるなり。然るに彼の銀行分業主義者が一般に此點に留意することなく、普通銀行の不動產擔保貸付が動〻もすれば其營業の安全を危ふするの虞あるの故を以て一律に該業務の兼營を不正當視し只管之を制限して其營業の安全を是れ謀らんと期するが如き狀あるは吾人の頗る意外とする所にして、實に銀行其物の安全のみを謀るの外復た他事なく、國民經濟上に於ける銀行の地位職分を全然忘却せるの僻見と評せらるゝも蓋し否むに辭なかる可きなり。

世上幾多の銀行分業主義者は動〻もすれば地方銀行の不動產擔保貸付が近來益〻增加するの傾向あるを觀て、是れ單に地方銀行が其本業を忘却し自ら進んで此變則業務に盡瘁するの致す所と爲し之を制限するの必要を唱ふるの狀あれども、吾人を以て之を觀れば地方銀行の此擧は決して地方銀行經營者其人の意志のみに出でたるものに非ず。所謂る本則的の銀行業務に對する需要よりも此業務に對する需要の其地方に多く、且つ其業務の比較的安全なるあるが爲に斯る現象を見るに至りしなり。如何に地方の銀行業者なればとて普通商人の營利的才能を有

せざるものゝみに非ざる可く、從つて比較的有利なる正則の銀行業務の存する以上、之を捨てゝ不利益なる變則の業務に從事するの愚人もあらざる可ければ、地方銀行の此業務の發達は寧ろ其地方產業界の要求に應じて起れる現象と觀るこそ至當の見解なる可し。果して然りとせば地方銀行業者の此行動は或は銀行學者の理想に反するならんも能く國民經濟上に於ける銀行の職分を盡せるものといはざる可らず。

今若し理想本位の系統論分業主義に拘泥し、地方普通銀行の此業務を不正當として一切之を禁止したりとせば其結果は果して如何。一縣一行に限らるゝ農工銀行の營業洽く各地方に行渡らず、產業組合の活動亦卒に期す可らずとせば現下の洪大なる不動產擔保に對する資金の融通は一切擧げて之を地方個人の貸付に仰がざる可らず。是れ恰も地方の金融を驅りて之を田舍高利貸の掌裡に委するものなり。現に普通銀行の營業洽く農村に行亘れる地方に於て高利貸の弊減少せるに反し、此等の高利貸が銀行業の少なき地方に其毒手を擴げつゝあるの傾あるは正に此理を立證するものといふ可し。果して然らば縱令ひ銀行其物の爲に多少の危險又は不利を來たすの虞ありとするも、普通銀行の貸付業務の普及を謀りて此高利貸跋扈の弊害より地方農村を救濟するは正に焦眉の急といはざる可らず。而して不動產擔保貸付は地方殊に農村に於ける銀行信用業務の主要なるものなりとせば、普通銀行の此貸付業務に相當の後援を與へて銀行信用の普及を謀るは、地方銀行其物の安全よりも更に重要なる施設なりといふを得可し。況や縱令ひ不動產信用業務を兼營するも銀行の經營者にして相當の注意を拂ひ銀行業經營の本則に背かざる限り甚だしき危險あるものに非ざること前述の如きものなるに於てをや。

六

要するに地方の普通銀行及び貯蓄銀行が其資金の一部を以て不動產擔保の貸付に應ずるは地方經濟社會の需要に應ずる必要の手段たり。而して其貸付たるや銀行經營者に於て銀行業經營の本則の命ずる適當の範圍を出でざる限り銀行其物の安全を危ふすることなく、却つて銀行の爲に適當なる收利の源泉たるの實あり。敢て之を制限又は禁止す可き必要を認めざるのみならず、地方小都會並に

農村の金融の爲には寧ろ此業務を益〻廣く普及せしむるの要あるを見る。此點よりして勸業銀行及び農工銀行の貸付範圍を擴張し、此等の普通銀行と聯絡して此特種銀行本來の業務たる不動産金融を普及せしむるの途を開かんとする衆議院の建議案の趣旨は地方金融の改善の爲に大に歡迎す可きものといはざる可らず。

世人或は曰はん、勸業銀行又は農工銀行にして普通銀行の不動産貸付に對し其資金を融通するの餘力あらば、何ぞ必ずしも普通銀行の手を經由して之を貸付くるの必要あらん、寧ろ自ら直接に之を資金需要者に融通するこそ其間に支拂ふ可き利鞘又は手數料を節約し得て銀行の利益又は借入人の利益に之を資し得るの利あるに非ずや。若し又直接に之を貸付くるの不便なる事情ありとせば産業組合を經由して之を地方小農工業者に貸付くるこそ常道に非ずやと。所言眞に一理なきに非ざれども、地方の資金需要者の經濟狀態に精通するの便宜少なき勸業農工兩銀行の當局者に取りては直接貸付は往々不安の爲に行はれ難き場合あるべく然りとて地方の産業組合は常に必ずしも基礎鞏固なる信頼するに足るものなりといふを得ず。貸付け得可き資金を擁して然かも之を貸付け得ざる場合も少なからざると共に、資金の需要者も亦銀行當局者に接觸するの機會少なきを爲め此等特種銀行の貸付の低利なるを知了しつゝ唯單に其借入手續の煩を厭ふて地方所在の普通銀行又は高利貸に走る場合亦甚だ少なからず。是れ地方に於て今尚ほ普通銀行及び個人の金融の主として行はるゝ所以にして又同時に如上の建議案の提出せらるゝに至れる所以なり。一縣一行の農工銀行の直接貸付の普及容易に望む可らず、基礎鞏固なる産業組合の一般的普及亦到底近き將來に之を期す可らずとせば、産業組合と相並べて地方普通銀行を一種の仲介機關とし、勸業農工兩銀行の金融業務の地方的普及を謀ると共に、普通銀行の不動産貸付を制度上より正當視して之れを促進するは地方金融改善の爲に正に至當の策なる可し。

惟ふに此政策に反對するの論據は前述せる理想的分業主義の外復た他に之を求め得ざる可し。然るに此分業主義の實際社會の必要と相容れざるものあるは上來所述の如く、而して我が政策の當局者も亦漸次必要に促されて逐次其方針を變更し來れるの實あり。去る明治四十四年の勸業農工兩銀行法の改正の如き正

に其最なるものにして、由來銀行系統論の淵源たりし現大藏當局者が地方銀行の不動産信用業務を少なくとも目下に於ては必要なりと公言するに至れるが如き亦一例なり。百尺竿頭更に一歩を進めて冒頭所掲の建議案の法律と爲るの日亦必ずしも期す可らざるに非ざる可し。唯々地方殊に農村に於ける金融の改善に對し之を以て農民に借金經濟を敎へ農村奢侈の風を隆昌ならしむるの弊ありと爲すの消極論者は、或は斯案に對しても亦非難の聲を放つなる可しと雖も、此種の議論は固と是れ一切の農業信用、否な一切の信用經濟を擧げて之を否認せんとする因陋の見復た多く論ずるを要せざる可し。（大正七年四月廿日稿）

所謂治外法權國及び敵占領地に於ける住所（二）

板倉卓造

五

英米主義に於て人の國性が中立なりや敵なりやを決するは其人の住所が中立國にありや又は敵國に在りやの事實に依るものなること古來殆ど一般に行はるゝ所なれども其中立國と云ふ中にも所謂治外法權の制度の存する國に於ける住所は其國が中立國たるの故を以て其人の國性も亦中立たる可きやに就ては現戰爭に於て起りたる現實の問題として英國捕獲審檢所の審理に附せられたるもの少なくとも四件あり。而して何れも悉く支那に於ける獨逸人もしくは獨逸商店の住所に關するものなり。

此問題の要點は所謂治外法權の行はるゝ國に於て其所謂治外法權を享有する